

保 護 者 各 位

幸田町教育委員会
学校教育課長

児童生徒用タブレット端末の破損等の補償範囲の対応及び使用に係るタッチペン等の消耗品の取扱いについて（お知らせ）

令和 3 年度から各小中学校に導入した児童生徒用タブレット端末（i P a d）を授業で活用していくにあたり、使用中で生じた破損の補償範囲や、タッチペン等の消耗品の取扱いについては下記のとおりを想定していますので、御理解・御協力のほどよろしく申し上げます。

記

1 補償対象となる範囲

- ・学校での授業等において生じた過失による故障、破損
- ・その他適切な教育活動において生じた故障、破損

2 補償対象外となる事例

- ・故意の改造や設定変更による破損、故障、利用不可となる状態
- ・その他適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損等

3 補償対象外となる場合の対応

- ・任意保険での補償または実費負担となります。
※任意保険については、各家庭で任意加入している「愛知県小中学校 P T A 連絡協議会小中学生総合保障制度」（A I G 損害保険株式会社）等があります。「愛知県小中学校 P T A 連絡協議会小中学生総合保障制度」は、中途加入が可能です。詳しくは、A I G 損害保険株式会社岡崎事務所（フリーダイヤル 0800-200-2258）へお問い合わせください。
- ・上記補償対象外となる事例においても、任意保険による補償の対象とはならない場合があります。詳しくは加入保険会社に確認してください。

4 消耗品の自然劣化や摩耗について

- ・タブレット端末は小学校・中学校卒業まで同一端末を使用し、卒業時に回収します（中学校入学時に別の端末をお渡しします。）。
- ・タッチペンは学校教育課にて一括購入、5月に全児童生徒に支給させていただきますが、以降の消耗等により破損、紛失した場合には、各家庭でタッチペンを用意していただきます（補償の範囲外になります。卒業時のタッチペンの返却は不要です。）。なお、今後も破損、紛失するおそれがありますので、高機能・高価格なものを持参・使用することは御遠慮ください。学校教育課で支給するものと同程度のもの（100円ショップで購入できる程度のもの）を御用意ください。
- ・画面保護フィルムについて、タブレット端末貸与時（小・中学校入学時）には、新品の画面フィルムに張り替えた状態で貸与させていただきます。卒業までの間で、長時間利用する中で劣化したり、傷がついた等の理由で買換えの必要が発生した場合は、実費負担となります（2,000円程度となる見込みです。購入・貼付けは学校教育課で行います。）。

裏面あり

5 その他

現在はタブレット端末を学校で使用・保管させていただきますが、今後は各家庭に持ち帰って使用することも検討しています。その場合、持ち帰りに関するルールやインターネット接続に関することなどを、改めて御連絡させていただきます。

担 当 学校教育課 庶務グループ（柴田）

電 話 0564-63-5142